

## 鎌倉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年（2023年）4月1日

鎌倉市農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市の農業は、市西部の手広地区と、北西部の関谷・城廻地区の市街化調整区域内農地が中核をなしており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっていることから、地域の実態に応じた取組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、関谷・城廻地区は農業振興地域に指定していることから、遊休農地の発生防止・解消に努めていくとともに、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員が担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、鎌倉市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する神奈川県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適

化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年4月)	97ha	3.4ha	3.51%
3年後の目標 (令和8年4月)	96ha	2.8ha	2.92%
目 標 (令和15年4月)	94ha	2.2ha	2.34%

#### 【目標設定の考え方】

平成28年度から令和3年度までの6年間の解消面積は、約2.1haとなっており、1年当たり約0.3haを解消している。また、農業委員会、市、JAで構成される遊休農地解消対策協議会での活動も平成17年度に設置して以来1.2haを解消し、一定の遊休農地の発生防止及び解消は図ったところであり、今後大幅な解消を見込むのは困難な状況である。

については、今後も緩やかな解消を見込み、第4期基本計画の実施期間である令和8年度までは1年当たり0.2ha、令和9年度以降は1年当たり0.1haの解消を目標とした。

#### (2) 遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ・ 農業委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基

づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- ・ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ・ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

#### イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

#### ウ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2 担い手への農地利用集積について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年4月)	97ha	8.8ha	9.07%
3年後の目標 (令和8年4月)	96ha	9.4ha	9.79%
目 標 (令和15年4月)	96ha	10.8ha	11.25%

### 【目標設定の考え方】

令和元年度から令和4年度までの4年間の新規利用集積面積は、約5haである。担い手への集積は進んでおり、今後大幅な集積率の増加を見込むことは難しいため、半数の2haの増加を10年後の令和15年4月の目標とした。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ア 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに取り組む。

#### イ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について把握を行うなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングに繋がるような取組を行う。

#### ウ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

#### エ 農業委員の活動等の周知

農業委員の日常活動や、広報誌の活用（年1回）及びホームページ（通年）により、農地の利用集積に係る制度の周知を行っていく。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人/法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和5年4月）	0（個人/法人） （ 0. 0ha）
3年後の目標 （令和8年4月）	0（個人/法人） （ 0. 0ha）
目 標 （令和15年4月）	1（個人/法人） （ 0. 1ha）

#### 【目標設定の考え方】

本市は、遊休農地については解消活動を行い、利用権の設定等が進めており、新規参入者が耕作を行うことができる優良な農地が空いていない状況となっている。

したがって、今後大幅な参入者の増加は見込めないため、このような目標設定とした。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ア 情報提供について

新規参入希望者の農地の取得等の相談対応を行うとともに、関係機関と連携し融資制度・研修制度等に関する情報提供を行い、新規参入の促進を図る。

##### イ 指導・支援等の経営対策について

新規就農者が担い手として継続して営農していくため、農業経営に関し関係機関と連携し、指導・支援等の経営対策を推進する。

##### ウ 青年等就農計画の審査・助言等（通年）を行う。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人/法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

本市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、鎌倉市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力